

定 款

(令和 7 年 6 月 27 日改正)

株式会社 熊 谷 組

株 式 会 社 熊 谷 組 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社熊谷組と称する。

2. 英文では Kumagai Gumi Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 建設工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導その他総合的エンジニアリング、マネジメントおよびコンサルティングならびに請負
- ② 建設用資材、建設用および運搬用機械、車輛、船舶その他これ等に附帯または関連する機械および器具の設計、製作、販売および賃貸ならびに関係工事の請負
- ③ 住宅事業ならびに不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定
- ④ 地域、都市、海洋、宇宙および資源等の各開発事業および環境整備、公害防止施設等に関する調査、企画、設計、施工、監理、指導その他総合的エンジニアリング、マネジメントおよびコンサルティングならびに請負
- ⑤ 土砂の採取および運搬ならびに土地の造成、埋立および浚渫
- ⑥ 環境汚染の調査および修復、廃棄物の運搬、収集、処理および再利用、これ等に供する機械および器具の設計、製作、販売および賃貸ならびに関係工事の請負
- ⑦ 建物、構築物およびその設備機器の保守および管理
- ⑧ 保安警備および清掃業務
- ⑨ ホテル、健康医療用施設、老人介護施設、ゴルフ場等スポーツ施設、遊園地等レクリエーション施設、教育研修施設、商業施設および飲食店の経営
- ⑩ 道路、鉄道、港湾、空港、河川、上下水道、庁舎、教育・文化施設、医療・社会福祉施設その他公共施設等の企画、建設、保有、維持管理および運営
- ⑪ 自動車道事業および旅行業
- ⑫ 不動産関連の特別目的会社に対する出資および不動産投資信託の設定ならびに出資持分および信託受益権の保有および売買
- ⑬ 発電、送配電、電力小売りおよび熱等エネルギーの供給業、発電設備の設置、賃貸ならびに温室効果ガス排出権取引に関する事業
- ⑭ 農産物、林産物、畜産物および水産物の生産、加工および販売

- ⑮ 工業所有権、ノウハウおよびコンピュータを利用したソフトウェアの開発、取得、実施許諾および販売
- ⑯ 介助用機械器具の企画、設計、製作、販売および賃貸
- ⑰ 計測用機械器具およびシステムの企画、設計、製作、販売および賃貸
- ⑱ 損害保険代理業、生命保険募集に関する業務および損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援ならびに金銭貸付および債務の保証等の金融業務
- ⑲ 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- ⑳ 事務代行業務、経営および情報機器等に関するコンサルティング業務、各種イベントの請負および仲介斡旋業務ならびに事務機器の販売および賃貸
- ㉑ 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福井市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7千1百4拾万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発するものとする。
ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(役付取締役および代表取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役として取締役社長 1 名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役副会長および取締役相談役各若干名を定めることができる。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から第 1 項のほか、代表取締役若干名を選定することができる。

(報 酬 等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

2. 前項の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

当会社は、第 88 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上